

◎ 取得時効 — 物権変動の原因

第 162 条によれば、物のある一定期間、占有した者は、占有物の所有権を取得することができる。つまり、取得時効は所有権変動の一因である。この点に関し、以下の問題に答えなさい。

- ① 所有権以外の権利を時効により取得することも可能か（第 163 条参照）。
- ② A の父は 1995 年 1 月から 2004 年 12 月まで B 所有の土地を占有していたが、2005 年 1 月以降は A がその土地を占有している。A は、父親が占有してきた期間を合算し、取得時効を援用することが許されるか（第 187 条第 1 項）。
- ③ A の父親は、その土地が B のものだと知らずに占有を開始したが、A はそれを知りつつ占有を開始した場合、A は何年間、その土地を占有すれば、土地の所有権を取得することができるか（第 187 条参照）。
- ④ A の父親または A が善意で占有を開始したかどうか争いがあるとき、それを証明しなければならないのは誰か（第 186 条第 1 項参照）。
- ⑤ 時効が成立すると、A はどの時点で土地の所有者になるか。父親が占有を開始したときか、それとも、第 162 条所定の時効期間が満了したときか（第 144 条参照）。
- ⑥ 2019 年 10 月、B は時効が成立するまでの期間の土地の使用料を A に請求することができるか（第 144 条参照）。
- ⑦ 現行第 147 条によれば、B が土地の明け渡しを請求すれば、時効期間は中断するが、裁判所に訴えを提起するのではなく、口頭ないし書面（郵便）で明け渡しを催告する場合には、その 6 ヶ月以内に裁判所に訴えを提起しなければ、時効の中断効は生じない（第 153 条）。この点について、新法はどのように定めているか答えなさい。
- ⑧ 時効の中断と停止の違いについて説明しなさい。



次頁参照

◎ 時効の中断と停止

時効の中断とは時効の完成に必要な期間の進行を止め、すでに進行していた期間をゼロに戻すことを指す。別の観点から捉えるならば、期間を新たにスタートさせることである。時効の中断をもたらす事由を**中断事由**と呼ぶが、民法は以下の3つの事由を挙げている（第147条）。

① 請求（第149条～第153条）

請求には裁判上の請求（訴えの提起）と裁判外の請求（催告）があるが、前者は訴えが取り下げられたり、**訴訟要件**を満たさないといった理由に基づき却下されると、中断効は発生しない。

② 差押え、仮差押え、または仮処分（第154条～第155条）

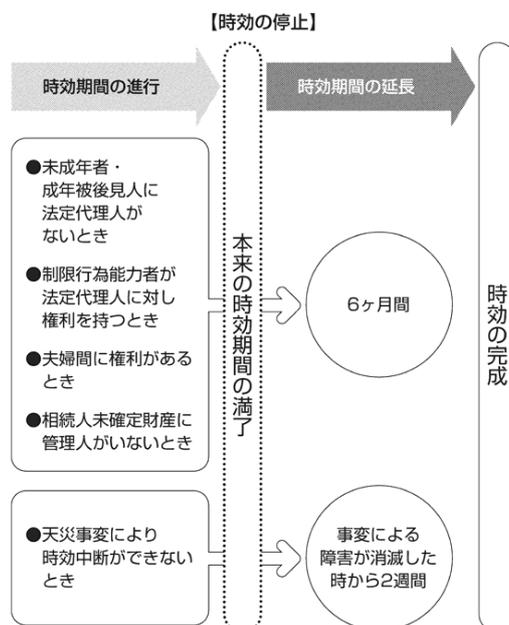
前掲の請求と同様に申し立てが却下されたり、当事者が自主的に取り下げる場合には中断効は発生しない。

③ （権利の）承認（第156条）

これらの中断事由が終了すると、新たに期間が進行する（第157条第1項）。

中断の効力は、当事者およびその承継人の中でのみ生じる（第148条）。

これに対し、**時効の停止**とは、時効の完成を一定期間、猶予することを指す。未成年者に法定代理人がいなかったり、天災が発生したといった理由に基づき、時効を中断させることができない場合に認められる（第158条～第161条）。



なお、一般の用語上、「中断」とは、ものごとを一時的に止めることを指すが、時効の中断とはそうではなく、進行してきた期間をリセットし、期間を新たに開始することを指す。

他方、本来、「停止」とは、動いているものを止めるという意だが、時効の停止はある一定期間、時効の完成を猶予することを指す。

このように、一般的な用法とは異なっているが、それに合わせるため¹、改正民法は、時効の中断を更新に、また、時効の停止を猶予に変更している。また、従来は中断事由とされていた事由を更新事由としてだけでなく、猶予事由（時効完成猶予事由）として扱っている。

時効の中断 → 更新
停止 → 猶予（完成猶予）

◎ 主な更新事由と完成猶予事由

事由	猶予	更新
①裁判上の請求 ②支払特則 ③調停 ④破産手続参加	原則として①～④の事由が終了するまで時効は完成しない（新第147条第1項）。	確定判決等により権利が確定する場合、①～④の事由が終了した時点で新たな時効が進行する（新第147条第2項）。
⑤強制執行 ⑥担保権の実行 ⑦担保権の実行としての競売	原則として⑤～⑦の事由が終了するまで時効は完成しない（新第148条第1項）。	原則として、⑤～⑦の事由が終了した時点で、新たな時効が進行する（新第148条第2項）。
⑧仮差押え ⑨仮処分	⑧、⑨の事由の終了時から6ヶ月間、時効は完成しない。	
⑩履行の催告	⑩の時から6ヶ月間、時効は完成しない。	
⑪権利の承認		⑪の時から新たに時効が進行する。

¹ 現行第153条によれば、裁判外の請求（催告）をしても、6ヶ月以内に裁判上の請求等を行わなければ、時効は中断しないが、ここでの「中断」とは時効期間のリセットを指すのではなく、6ヶ月間、期間の進行が（一時的に）止まることを指す。つまり、一般的な意味での「中断」を指す。

なお、6ヶ月以内に訴えが提起されても、自動的に時効期間がリセット（中断）されるわけではない。つまり、訴訟要件に欠けるため却下されるような場合は、リセットされない。